

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成21年7月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	びわのそ地区	平成20年12月26日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	植田上地区	平成20年12月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	植田高岡地区	平成20年11月20日
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 さく井改修事業	南下津地区	平成20年8月8日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	乙丸地区	平成20年11月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	大井出地区	平成21年3月20日
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	白田池地区	平成21年2月26日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	樋股地区	平成21年3月16日
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	竹成中道地区	平成20年12月26日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	上野下地区	平成20年11月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 ため池改修事業	茨谷上池地区	平成21年3月16日
〃	単独県費補助土地改良事業 農道改修事業	竹成射場地区	平成21年3月30日